

(内容)

(2)関係者の役割

機構関与方式

➢ 振替制度の階層構造を利用し、支払代理人は機構加入者に対し、直接口座管理機関である機構加入者はその加入者（間接口座管理機関を含む）に対し、間接口座管理機関はその加入者に対し、元利金を支払う。なお、発行者および支払代理人の元利金支払いに係る債務の履行は、直接口座管理機関への支払いをもって完了する。

削除: 責任

削除: 元利金の

削除: により消滅

➢ このような取扱の前提として、加入者は直近上位機関に対し、口座開設の際に締結する契約により、元利金の支払請求及び代理受領を委任している（当該直近上位機関に上位機関がある場合は、順次上位機関に委任している）必要がある。

➢ 口座管理機関は、代理受領した元利金を、その加入者に配分しなければならない。

(備考)

➢ 口座管理機関等が機構の業務規程等に基づいて行なう加入者への利払いまたは元本償還の支払いに関する役務のうち、発行者へ提供されるとみなされる役務に対して発行者が負担する手数料については、別段の定めがある場合を除き、以下のように取り扱う。

削除: 利金

削除: の

発行者は、発行時に手数料を定める。料率を変更する場合には、各利金の支払いまたは元本償還の支払いまでに、新たな料率を定め、これを実施する。

削除: 加入者への元利金支払の対価としての

削除: 、当該役務提供者にこれを支払う

発行者は手数料率を決定後、その情報を速やかに発行代理人を通じて機構に通知し、機構は機構加入者に当該手数料率の情報を配信する。さらに機構加入者は直近下位機関に対し、当該情報を提供する。

発行者から支払を受けた支払代理人は、機構が備える振替口座簿において機構加入者の顧客口及び信託口に記録された残高に相当する手数料を、当該機構加入者に支払う。支払代理人の手数料に係る債務の履行は、機構加入者への支払いをもって完了する。

削除: についての元利金支払に関する

削除: 責任

削除: 手数料が

削除: に

削除: われることにより消滅

支払代理人から支払を受けた機構加入者は、自らが備える振替口座簿においてその加入者（非居住者を除く）の顧客口及び信託口に記録された残高に相当する手数料を、直近下位機関に支払う。

直近上位機関から支払を受けた間接口座管理機関は、自らが備える振替口座簿においてその加入者（非居住者を除く）の顧客口及び信託口に記録された残高に相当する手数料を、直近下位機関に支払う。

削除: についての元利金支払に関する

削除: についての元利金支払に関する